

# 令和 8 年度水質検査計画

舞鶴市上下水道部

## 目 次

はじめに	1
1 検査に当たっての基本方針	1
2 水道事業の概要	2~3
3 水源の水質状況	4~5
4 水質検査及び水質試験の地点	6~7
5 水質検査（試験）の方法	8
6 検査（試験）の項目と検査（試験）頻度	8~10
7 臨時の水質検査	11
8 水質検査の精度と信頼性の保証	11
9 水質検査計画及び検査結果の公表	11
10 関係者との連携	11
11 水質検査結果等の評価	11
別表 1 水質基準項目の検査（試験）頻度	12~17
別表 2 水質管理目標設定項目の検査（試験）頻度	18~23
別表 3 独自に行う項目の試験頻度	18~23

### 【別冊】

水質基準項目の水質検査実施頻度設定根拠

## はじめに

この「水質検査計画」は、市民の皆様に安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、舞鶴市が実施する水質検査等の地点や項目及び頻度について、毎年策定し、公表するものです。

本市では、水質管理の方法として、水道法に基づく水質基準に適合しているかどうかを確かめる給水栓の水質検査のほか、原水や浄水場での水処理状況を確認する水質試験を実施しております。

令和 6 年度から令和 10 年度まで、「舞鶴市水道施設運転管理等業務委託」に併せて、委託内においてすべての水質検査等を水道水質検査機関（水道法第 20 条登録機関）にて実施し、水質検査専門の民間業者と提携することにより、より精度の高い水質検査を行ってまいります。

令和 8 年 4 月から「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」が水質管理目標設定項目から水質基準項目に引き上げられ、検査が義務化されました。

令和 8 年度もこの「水質検査計画」に基づき、水質管理に努めます。

### 1 検査に当たっての基本方針

令和 8 年度水質検査計画の基本方針は次のとおりです。

#### (1) 水質検査及び水質試験の地点

- ① 水質基準が適用される各配水池の管末の給水栓水を基本に、水質検査（法に定める水質基準に適合しているかどうかを判定する測定）と水質試験（水道原水や浄水場での浄水処理工程水などの測定）を実施します。
- ② 浄水場の入口（原水）と主要水源である由良川で水質試験を実施します。

#### (2) 検査項目及び試験項目

- ① 水質検査は、水道法で義務づけられている水質基準 52 項目と毎日検査の 3 項目について実施します。
- ② 水質試験は、施設等の水の採取地点の状況に応じて、水質基準の項目や水質管理目標設定項目 26 項目中の 25 項目（二酸化塩素については消毒剤として使用しないため測定を省略）及びその他の必要な項目（浄水処理等の工程管理のために有用となる項目）について実施します。

#### (3) 検査（試験）の頻度

- ① 水道水の水質検査については、法令や過去の検査結果に基づき項目に応じて頻度を設定して実施します。
- ② 過去の水質検査結果により 3 年に 1 度まで検査回数を減らすことができる項目についても年に 1 回以上実施します。
- ③ 原水の水質試験については、原水の水質状況の把握及び適切な浄水管理を行うため、給水栓水の検査結果をもとに、項目に応じて頻度を設定して実施します。
- ④ 浄水処理の工程管理のために行う水質試験については、浄水処理方法に応じて項目と頻度を設定して実施します。
- ⑤ 水質管理をより強化する必要がある時は、必要な項目について臨時の水質検査及び水質試験を行います。

## 2 水道事業の概要

市街地内には大きな河川がないため、水源の約80%を本市の西部を流れる由良川に頼っており、福知山市大江町二箇（河口から17.2kmの地点）で取水し、上福井浄水場へ送水しています。由良川は、河口から福知山市街地付近まで高低差が少ないため、海の干満の影響を受けやすく、湧水等川の流量が少ない時は海水が河口から取水口まで遡ってきます。そのため、由良川に防潮用の幕を設置するほか、取水口の2.5km上流にある有路補助取水場から取水し、水質の確保に努めています。

また、舞鶴水道の発祥である与保呂水源は、与保呂地区に堰堤を築き渓流水を水源としていますが、夏季には水量が減少するため、与保呂水源の給水エリアに一部由良川系統の水を送るなどして、給水の確保に努めています。

### (1) 給水状況

舞鶴市の給水状況は次の表のとおりです。 (令和7年3月31日現在)

区分	上水道
給水人口	74,181 人
計画給水人口	90,700 人
給水戸数	31,233 戸
計画給水量	71,242 m <sup>3</sup> /日
配水管布設延長	620,444 m

### (2) 浄水施設概要

浄水場の所在地と概要は次表のとおりです。 (令和7年3月31日現在)

浄水場名	上福井浄水場	与保呂浄水場
所在地	舞鶴市字上福井	舞鶴市字与保呂
水源種別	表流水	表流水
水利権	66,000 m <sup>3</sup> /日	—
給水能力	60,000 m <sup>3</sup> /日	6,000 m <sup>3</sup> /日
ろ過方式	急速ろ過	緩速ろ過
配水池数	8 (1,000m <sup>3</sup> 以上)	1 (1,000m <sup>3</sup> 以上)
使用薬品	ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ	—
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

基幹配水池 (1000 m<sup>3</sup>以上) : 低区・中区・高区・榎・大波隧道・池内・天台・朝来

○小規模浄水場

浄水場名	地頭浄水場	岡田由里浄水場	西方寺浄水場
所在地	舞鶴市字地頭	舞鶴市字岡田由里	舞鶴市字西方寺
水源種別	深井戸	深井戸	深井戸
給水能力	235 m <sup>3</sup> /日	131 m <sup>3</sup> /日	135 m <sup>3</sup> /日
ろ過方式	—	—	—
配水池数	3	2	7
使用薬品	—	—	—
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
浄水場名	八戸地浄水場	桑飼浄水場	志高浄水場
所在地	舞鶴市字八戸地	舞鶴市字桑飼下	舞鶴市字志高
水源種別	浅井戸	深井戸	深井戸
給水能力	45 m <sup>3</sup> /日	105 m <sup>3</sup> /日	400 m <sup>3</sup> /日
ろ過方式	—	—	—
配水池数	1	2	2
使用薬品	—	—	—
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
浄水場名	真倉浄水場	瀬崎浄水場	大丹生千歳浄水場
所在地	舞鶴市字真倉	舞鶴市字瀬崎	舞鶴市字大丹生
水源	浅井戸	深井戸	深井戸
給水能力	120 m <sup>3</sup> /日	53 m <sup>3</sup> /日	160 m <sup>3</sup> /日
ろ過方式	—	膜ろ過	—
配水池数	1	1	1
使用薬品	—	—	—
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
浄水場名	佐波賀浄水場	小橋浄水場	三浜浄水場
所在地	舞鶴市字佐波賀	舞鶴市字小橋	舞鶴市字三浜
水源種別	深井戸	表流水	表流水
給水能力	68 m <sup>3</sup> /日	205 m <sup>3</sup> /日	120 m <sup>3</sup> /日
ろ過方式	急速ろ過	急速ろ過	膜ろ過
配水池数	1	1	1
使用薬品	ポリ塩化アルミニウム	ポリ塩化アルミニウム	ポリ塩化アルミニウム
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

### 3 水源の水質状況

浄水場では、水源の水質状況に応じたろ過方式を採り入れて適切な浄水処理を行い、水質基準を十分満足した安全な水道水を供給しています。

今後も、適正な浄水処理に努めてまいります。

なお、各浄水場の水源の水質状況と留意すべき水質事項は次表のとおりです。

浄水場名	上福井浄水場
取水状況	由良川の水を取り入れています。
水源の水質状況	降雨等により濁度が上昇します。 塩水の遡上により、塩化物イオンの濃度が上昇する時期があります。 藻類が発生し、かび臭くなることがあります。 生活排水等による有機物や塩化物イオンの上昇等、トリハロメタンが上昇する要因があります。
留意すべき水質事項	濁度、色度、塩化物イオン、臭気、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、有機物、トリハロメタン、アルミニウム
浄水場名	与保呂浄水場
取水状況	岸谷貯水池と桂貯水池の水を取り入れています。
水源の水質状況	降雨等により濁度が上昇します。 藻類の発生により、かび臭くなることがあります。 プランクトンの増殖により生臭くなることがあります。
留意すべき水質事項	濁度、色度、臭気、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、有機物

浄水場名	地頭浄水場、大丹生千歳浄水場、西方寺浄水場
取水状況	深井戸の水を取り入れています。
水源の水質状況	良好な水質です。
留意すべき水質事項	特になし
浄水場名	志高浄水場、岡田由里浄水場、桑飼浄水場
取水状況	深井戸の水を取り入れています。
水源の水質状況	比較的良好な水質です。
留意すべき水質事項	濁度、色度
浄水場名	佐波賀浄水場
取水状況	深井戸の水を取り入れています。
水源の水質状況	降雨等により濁度が上昇することがあります。
留意すべき水質事項	濁度、色度
浄水場名	瀬崎浄水場
取水状況	深井戸の水を取り入れています。
水源の水質状況	降雨等により濁度が上昇することがあります。
留意すべき水質事項	濁度、色度
浄水場名	真倉浄水場、八戸地浄水場
取水状況	浅井戸（真倉）・深井戸（八戸地）の水を取り入れています。
水源の水質状況	降雨等により濁度が上昇することがあります。
留意すべき水質事項	濁度、色度
浄水場名	三浜浄水場、小橋浄水場
取水状況	小川の水を取り入れています。
水源の水質状況	降雨等により濁度が上昇することがあります。
留意すべき水質事項	濁度、色度、 アルミニウム

#### 4 水質検査及び水質試験の地点

##### (1) 給水栓水（蛇口）

- ① 1日に1回行う検査は、各浄水場系統及び配水池系統ごとに1地点以上（配水エリアが広い系統については複数地点）の合計23地点で、市民への委託（市民モニター）及び上下水道部が設置する自動水質監視装置（機器モニター）により行います。（下表参照）

浄水場名	配水池名	検査地点	検査方法
上福井浄水場	低区	白杉（白杉配水池）	市民モニター
		公文名（中筋小学校）	機器モニター
	中区	東神崎（東神崎公民館）	機器モニター
	高区	上安久（旧小坂ポンプ所）	機器モニター
	池内	白滝 地内	市民モニター
	榎	白浜台（白浜台ポンプ所）	機器モニター
		北浜町 地内	市民モニター
		安岡（朝来ポンプ所）	機器モニター
大波隧道	成生（成生配水池）	機器モニター	
与保呂浄水場	与保呂	森（白鳥ポンプ所）	機器モニター
		多門院 地内	市民モニター
地頭浄水場	大俣第2	大俣 地内	市民モニター
大丹生浄水場	大丹生	千歳 地内	市民モニター
三浜浄水場	三浜	三浜 地区	市民モニター
小橋浄水場	小橋	小橋 地内	市民モニター
西方寺浄水場	西方寺平	西方寺 地内	市民モニター
志高浄水場	志高第2	大川 地内	市民モニター
佐波賀浄水場	佐波賀	佐波賀 地内	市民モニター
瀬崎浄水場	瀬崎	瀬崎 地内	市民モニター
八戸地浄水場	八戸地	八戸地 地内	市民モニター
岡田由里浄水場	岡田由里第1	岡田由里 地内	市民モニター
桑飼浄水場	桑飼	桑飼上（小原） 地内	市民モニター
真倉浄水場	真倉	真倉 地内	市民モニター

② 定期的に行う水質検査の地点は、各浄水場系統に1地点以上（配水エリアが広い系統については複数地点）の23地点で行います。（下表参照）

浄水場名	配水池名	検査地点
上福井浄水場	低区	白杉 地内
		公文名（中筋小学校）
	中区	東神崎（神崎水質モニター）
		和江 地内
	高区	清美ヶ丘 地内
	池内	白滝 地内
	榎	白浜台（白浜台ポンプ所）
安岡（朝来ポンプ所）		
大波隧道	野原（野原配水池）	
与保呂浄水場	与保呂	森（白鳥ポンプ所）
		多門院（多門院ポンプ所）
地頭浄水場	大俣第2	大俣 地内
大丹生千歳浄水場	大丹生	大丹生 地内
三浜浄水場	三浜	三浜 地内
小橋浄水場	小橋	小橋 地内
西方寺浄水場	上漆原	上漆原 地内
志高浄水場	志高第2	大川 地内
佐波賀浄水場	佐波賀	佐波賀 地内
瀬崎浄水場	瀬崎	瀬崎 地内
八戸地浄水場	八戸地	八戸地 地内
岡田由里浄水場	岡田由里第1	岡田由里（加佐中学校）
桑飼浄水場	小原	桑飼上（小原第2ポンプ所）
真倉浄水場	真倉	真倉 地内

## （2）原水及び浄水

- ① 適切な浄水処理をするうえで原水水質を把握することは重要であることから、浄水場の入口の原水について試験を行います。
- ② 浄水処理が適正に行われていることを確認するため、浄水場の出口の浄水について検査及び試験を行います。（上福井・与保呂・三浜・小橋・佐波賀・瀬崎浄水場）

## （3）由良川の水質試験

本市の主要水源である由良川の水質を把握するため、由良川5地点（二箇取水場取水口、有路補助取水場、波美橋、筈巻橋、音無瀬橋）と流入河川（宮川、在田川、牧川）で採取して、水質試験

を行います。

## 5 水質検査（試験）の方法

① 水質検査（試験）は、水道法第 20 条による厚生労働大臣に登録の水質検査機関に委託します。

② 委託の方法については、次のとおりです。

- 水質検査機関の選定は、令和 6 年度より令和 10 年度までの期間の「舞鶴市水道施設運転管理等業務委託」を受注した共同企業体の構成業者であり、厚生労働大臣登録の水道水質検査機関である「サイエンスマイクロ株式会社」が行います。

- 臨時の水質検査についても「舞鶴市水道施設運転管理等業務委託」の業務として、定期の水質検査と同様に行います。

- 委託した検査の実施状況の確認については、標準作業書、精度管理調査の書類を確認するほか、濃度計算書等も徴収し、必要があれば受注者の検査機関への立入検査を行います。

- 試料採取及び委託項目の試料の運搬は、水道水質検査機関の検査員が行います。また、試料はクーラーボックス等に入れて保冷するとともに、破損防止の措置を施します。

- 水質検査機関までの搬入時間は、次の③の検査方法で定める時間内に検査できるように搬入します。

③ 検査方法は、基準項目については「水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省第 101 号）の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号）」で、水質管理目標設定項目については「厚生労働省健康局水質課長通知（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号）」で、指標菌及びクリプトスポリジウム等については「厚生労働省健康局水道課長通知（平成 19 年 3 月 30 日健水発第 030006 号）」で、その他の項目については「上水試験方法（日本水道協会編）」で行います。

## 6 検査（試験）の項目と検査（試験）頻度

- 水質基準（52 項目）及び毎日検査（3 項目）：

水道法第 4 条で定められた水質基準（51 項目）及び毎日検査（3 項目）を行います。

- 水質管理目標設定項目（26 項目）：

水質管理目標設定項目は、浄水中で一定の検出の実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、または、現在まで浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、当該濃度を超えて浄水中で検出される可能性があるもの等水質管理上留意すべき項目です。これらについては、試験の義務はありませんが、水質基準に準じた検査等の実施に努め、水質管理に活用します。

- 独自に行う項目：

より安全な水質管理を行うため、水質基準項目や水質管理目標設定項目のほかに、クリプトスポリジウムやその指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）等、独自に項目を設定して試験します。

(1) 水質基準（52 項目）及び毎日検査（3 項目）

① 給水栓 （別表 1-①、②、③、④、⑤参照）

- ・「色、濁り、消毒の残留効果」の 3 項目の検査を毎日行います。
- ・「一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度」の 9 項目について毎月実施します。
- ・「シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromoクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物」の 14 項目については、年 4 回の検査を行います。
- ・「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」については、各浄水場系統ごとに 1 地点で年 4 回の検査を行います。
- ・「ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール」の 2 項目については、藻類の発生が活発になる時期を中心に、表流水を水源とするところは年 8 回以上、表流水以外を水源とするところは年 1 回検査します。
- ・その他の 26 項目については、過去の検出状況や水源の状況に応じて、年 1 回～4 回検査を行います。

② 浄水 （別表 1-①、③、④参照）

- ・浄水設備を有する上福井、与保呂、三浜、小橋、佐波賀、瀬崎の各浄水場の浄水について、水源の状況に応じた項目を年 1 回～毎月行います。

③ 原水 （別表 1-①、②、③、④、⑤参照）

- ・原水の水質状況の把握及び浄水処理上の水質管理のため、水源に応じた項目を年 1 回～毎月行います。

④ 由良川及びその支川 （別表 1-⑥参照）

- ・消毒副生成物と味を除く 39 項目について、項目に応じて年 1 回～毎月実施します。

(2) 水質管理目標設定項目（26 項目）

① 給水栓 （別表 2-①、②、③、④、⑤参照）

- ・本市で消毒剤として使用していない「二酸化塩素」と「農薬類」を除く 24 項目について、年 1 回～毎月実施します。水質基準と重複する項目については、水質基準と同頻度の検査を実施します。

② 浄水 （別表 2-①、③、④参照）

- ・検査が必要な項目に応じて年 1 回～毎月実施します。水質基準と重複する項目については、水質基準と同頻度の検査を実施します。また、上福井浄水場については、「農薬類」の試験を年 1 回実施します。

④ 原水 （別表 2-①、②、③、④、⑤参照）

- ・消毒薬品と消毒副生成物に関する「亜塩素酸、二酸化塩素、ジクロロアセトニトリル、抱水クロール、残留塩素」と「農薬類」、「従属栄養細菌」を除く 19 項目について、年 1 回～毎月実施します。水質基準と重複する項目については、水質基準と同頻度の検査を実施します。
- ・上福井浄水場については、「農薬類」の試験を年 1 回実施します。

④ 由良川及びその支川 （別表 2-⑥参照）

- ・試験項目と頻度を設定して、年 1 回～毎月実施します。

(3) 独自に行う項目

① 給水栓 （別表 3-①、②、③、④、⑤参照）

- ・「電気伝導率」を毎月、「酸度」を年 4 回実施します。

② 浄水 （別表 3-①、③、④参照）

- ・「電気伝導率、アルカリ度、酸度」を毎月実施します。

③ 原水 （別表 3-①、②、③、④、⑤参照）

- ・上福井浄水場については、「電気伝導率、アルカリ度、酸度、侵食性遊離炭酸、COD、BOD、溶存酸素、SS、リン酸イオン、硫酸イオン、大腸菌（最確数）、嫌気性芽胞菌、アンモニア態窒素、全窒素、全リン、溶性ケイ酸、クリプトスポリジウム等（ジアルジアを含む）、の 17 項目を年 1 回～毎月実施します。
- ・与保呂浄水場については、「電気伝導率、アルカリ度、酸度、侵食性遊離炭酸、COD、BOD、溶存酸素、SS、リン酸イオン、硫酸イオン、大腸菌（最確数）、嫌気性芽胞菌、アンモニア態窒素、全窒素、全リン、溶性ケイ酸及びクリプトスポリジウム等（ジアルジアを含む）」の 17 項目を年 1 回～毎月実施します。
- ・旧簡易水道の 12 浄水場については、「電気伝導率、アルカリ度、酸度、侵食性遊離炭酸、リン酸イオン、硫酸イオン、大腸菌（最確数）、嫌気性芽胞菌、アンモニア態窒素及びクリプトスポリジウム等（ジアルジアを含む）」の 10 項目を年 1 回～毎月実施します。ただし、膜ろ過方式を採用している三浜浄水場と瀬崎浄水場については、クリプトスポリジウム等の試験は実施しません。また、表流水を水源とする三浜浄水場と小橋浄水場については、「SS」の試験を年 4 回実施します。

④ 由良川及びその支川 （別表 3-⑥参照）

- ・由良川については、「電気伝導率、アルカリ度、酸度、侵食性遊離炭酸、COD、BOD、溶存酸素、SS、リン酸イオン、硫酸イオン及びアンモニア態窒素」の 11 項目を年 1 回～毎月実施します。
- ・由良川に合流する支川については、「電気伝導率、アルカリ度、酸度、侵食性遊離炭酸、SS、リン酸イオン、硫酸イオン及びアンモニア態窒素」の 8 項目を年 4 回実施します。

## 7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次の場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ 需要者から水質検査の依頼があった場合
- ⑦ その他特に必要があると認められるとき。

## 8 水質検査の精度と信頼性の保証

検査項目は多種多様にわたり、その測定も極微量レベルです。本市では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査に努めてまいります。

### (1) 水質検査の精度

原則として、基準値及び目標値の1/10の定量下限が得られ、基準値及び目標値の1/10付近の測定において、変動係数が金属類では10%以下、有機物では20%以下の検査を行います。

### (2) 信頼性の保証

水質検査を担当する業者から内部精度管理・外部精度管理の書類の提出を受けて状況を把握するとともに、必要に応じて検査施設へ立ち入り調査をします。

## 9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、舞鶴市の市政情報コーナーで閲覧に供するほか、舞鶴市公式ホームページ上に掲載して公開します。

検査結果については、舞鶴市公式ホームページ上に掲載して公開します。

ホームページのアドレスは次のとおりです。

<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/>

## 10 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合、由良川水源においては、国土交通省近畿地方整備局、京都府、兵庫県ほか由良川水系に隣接する自治体で構成する由良川水質汚濁防止連絡協議会と、由良川以外の水源においては、京都府及び舞鶴市環境対策室と情報交換を図るとともに、状況に応じて現地調査及び水質検査等を実施し、水道水の安全性の確保に努めます。

## 11 水質検査結果等の評価

水質検査や水質試験結果については、項目ごとに基準値や目標値との比較・検討を行い、翌年度の水質検査計画に反映させて参ります。

水質基準項目の検査(試験)頻度 (上福井・与保呂)

別表1-①

番号	浄水場名 検査項目	上福井			与保呂			
		測定回数(回/年)			測定回数(回/年)			
		給水栓 *	浄水	原水	給水栓 **	浄水	岸谷原水	桂原水
基1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12
基2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12
基3	カドミウム及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1
基4	水銀及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1
基5	セレン及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1
基6	鉛及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1
基7	ヒ素及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1
基8	六価クロム化合物	1	2	1	1	1	1	1
基9	亜硝酸態窒素	1	2	1	1	1	1	1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4		1	4		1	1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	4	4	4	4
基12	フッ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4
基13	ホウ素及びその化合物	1		1	1		1	1
基14	四塩化炭素	1		1	1		1	1
基15	1,4-ジオキサン	1		1	1		1	1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	1		1	1		1	1
基17	ジクロロメタン	1		1	1		1	1
基18	テトラクロロエチレン	1		1	1		1	1
基19	トリクロロエチレン	1		1	1		1	1
基20	ペルフルオロオクタンルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	4 ***		1	4 ***			
基21	ベンゼン	1		1	1		1	1
基22	塩素酸	4			4			
基23	クロロ酢酸	4			4			
基24	クロロホルム	4			4			
基25	ジクロロ酢酸	4			4			
基26	ジブromクロロメタン	4			4			
基27	臭素酸	4			4			
基28	総トリハロメタン	4			4			
基29	トリクロロ酢酸	4			4			
基30	プロモジクロロメタン	4			4			
基31	プロモホルム	4			4			
基32	ホルムアルデヒド	4			4			
基33	亜鉛及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1
基34	アルミニウム及びその化合物	4	12	12	1	2	4	4
基35	鉄及びその化合物	4	2	2	4	2	4	4
基36	銅及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1
基37	ナトリウム及びその化合物	1	2	1	1	1	1	1
基38	マンガン及びその化合物	4	2	2	4	2	4	4
基39	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	4	4	1	4	4	4
基41	蒸発残留物	4	4	4	1	4	4	4
基42	陰イオン界面活性剤	1		1	1		1	1
基43	ジエオスミン	9	12	12	8	8	8	8
基44	2-メチルイソボルネオール	9	12	12	8	8	8	8
基45	非イオン界面活性剤	1		1	1		1	1
基46	フェノール類	1		1	1		1	1
基47	有機物(TOC量)	12	12	12	12	12	12	12
基48	pH値	12	12	12	12	12	12	12
基49	味	12	12		12	12		
基50	臭気	12	12	12	12	12	12	12
基51	色度	12	12	12	12	12	12	12
基52	濁度	12	12	12	12	12	12	12
毎1	色	365			365			
毎2	濁り	365			365			
毎3	消毒の残留効果	365			365			

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

\*:9地点で実施します。 \*\*:2地点で実施します。

\*\*\*:上福井系統1地点、与保呂系統1地点で実施します。

・上福井浄水場系統の毎日検査については、10地点で実施します。

・与保呂浄水場系統の毎日検査については、2地点で実施します。

水質基準項目の検査(試験)頻度(地頭・大丹生千歳)

別表1-②

番号	浄水場名 検査項目	地頭		大丹生千歳	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水
基1	一般細菌	12	12	12	12
基2	大腸菌	12	12	12	12
基3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1
基4	水銀及びその化合物	1	1	1	1
基5	セレン及びその化合物	1	1	1	1
基6	鉛及びその化合物	1	1	4	1
基7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1
基8	六価クロム化合物	1	1	1	1
基9	亜硝酸態窒素	1	1	1	1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	1	4	1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	4
基12	フッ素及びその化合物	4	4	4	4
基13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1
基14	四塩化炭素	1	1	1	1
基15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	1	1	1	1
基17	ジクロロメタン	1	1	1	1
基18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1
基19	トリクロロエチレン	1	1	1	1
基20	ヘルフルオロオクタンスルホン酸及びヘルフルオロオクタン酸	4		4	
基21	ベンゼン	1	1	1	1
基22	塩素酸	4		4	
基23	クロロ酢酸	4		4	
基24	クロロホルム	4		4	
基25	ジクロロ酢酸	4		4	
基26	ジブロモクロロメタン	4		4	
基27	臭素酸	4		4	
基28	総トリハロメタン	4		4	
基29	トリクロロ酢酸	4		4	
基30	ブロモジクロロメタン	4		4	
基31	ブロモホルム	4		4	
基32	ホルムアルデヒド	4		4	
基33	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1
基34	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1
基35	鉄及びその化合物	1	1	1	1
基36	銅及びその化合物	1	1	1	1
基37	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1
基38	マンガン及びその化合物	1	1	1	1
基39	塩化物イオン	12	12	12	12
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	1	1	1
基41	蒸発残留物	4	1	1	1
基42	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1
基43	ジエオスミン	1	1	1	1
基44	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1
基45	非イオン界面活性剤	1	1	1	1
基46	フェノール類	1	1	1	1
基47	有機物(TOC量)	12	12	12	12
基48	pH値	12	12	12	12
基49	味	12		12	
基50	臭気	12	12	12	12
基51	色度	12	12	12	12
基52	濁度	12	12	12	12
毎1	色	365		365	
毎2	濁り	365		365	
毎3	消毒の残留効果	365		365	

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

水質基準項目の検査(試験)頻度 (三浜・小橋・西方寺)

別表1-③

番号	浄水場名 検査項目	三浜			小橋			西方寺	
		測定回数(回/年)			測定回数(回/年)			測定回数(回/年)	
		給水栓	浄水	原水	給水栓	浄水	原水	給水栓	原水
基1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12
基2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12
基3	カドミウム及びその化合物	1		1	1		1	1	1
基4	水銀及びその化合物	1		1	1		1	1	1
基5	セレン及びその化合物	1		1	1		1	1	1
基6	鉛及びその化合物	1		1	4		1	1	1
基7	ヒ素及びその化合物	1		1	1		1	1	1
基8	六価クロム化合物	1		1	1		1	1	1
基9	亜硝酸態窒素	4		1	1		1	1	1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4		1	4		1	4	1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	4	4	4	4	4
基12	フッ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
基13	ホウ素及びその化合物	1		1	1		1	1	1
基14	四塩化炭素	1		1	1		1	1	1
基15	1,4-ジオキサン	1		1	1		1	1	1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	1		1	1		1	1	1
基17	ジクロロメタン	1		1	1		1	1	1
基18	テトラクロロエチレン	1		1	1		1	1	1
基19	トリクロロエチレン	1		1	1		1	1	1
基20	ペフルオロオクタンスルホン酸及びペフルオロオクタン酸	4			4			4	
基21	ベンゼン	1		1	1		1	1	1
基22	塩素酸	4			4			4	
基23	クロロ酢酸	4			4			4	
基24	クロロホルム	4			4			4	
基25	ジクロロ酢酸	4			4			4	
基26	ジブromクロロメタン	4			4			4	
基27	臭素酸	4			4			4	
基28	総トリハロメタン	4			4			4	
基29	トリクロロ酢酸	4			4			4	
基30	ブromジクロロメタン	4			4			4	
基31	ブromホルム	4			4			4	
基32	ホルムアルデヒド	4			4			4	
基33	亜鉛及びその化合物	1		1	1		1	1	1
基34	アルミニウム及びその化合物	4		1	4		1	1	1
基35	鉄及びその化合物	1		1	1		1	1	1
基36	銅及びその化合物	1		1	1		1	1	1
基37	ナトリウム及びその化合物	1		1	1		1	1	1
基38	マンガン及びその化合物	1		1	1		1	1	1
基39	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1		1	1		1	1	1
基41	蒸発残留物	1		1	1		1	1	1
基42	陰イオン界面活性剤	1		1	1		1	1	1
基43	ジエオスミン	8		1	8		1	1	1
基44	2-メチルイソボルネオール	8		1	8		1	1	1
基45	非イオン界面活性剤	1		1	1		1	1	1
基46	フェノール類	1		1	1		1	1	1
基47	有機物(TOC量)	12	12	12	12	12	12	12	12
基48	pH値	12	12	12	12	12	12	12	12
基49	味	12	12		12	12		12	
基50	臭気	12	12	12	12	12	12	12	12
基51	色度	12	12	12	12	12	12	12	12
基52	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12
毎1	色	365			365			365	
毎2	濁り	365			365			365	
毎3	消毒の残留効果	365			365			365	

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

水質基準項目の検査(試験)頻度 (志高・佐波賀・瀬崎)

別表1-④

番号	浄水場名 検査項目	志高		佐波賀			瀬崎		
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)			測定回数(回/年)		
		給水栓	原水	給水栓	浄水	原水	給水栓	浄水	原水
基1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12
基2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12
基3	カドミウム及びその化合物	1	1	1		1		1	1
基4	水銀及びその化合物	1	1	1		1		1	1
基5	セレン及びその化合物	1	1	1		1		1	1
基6	鉛及びその化合物	1	1	1		1		1	1
基7	ヒ素及びその化合物	1	1	1		1		4	1
基8	六価クロム化合物	1	1	1		1		1	1
基9	亜硝酸態窒素	1	1	1		1		1	1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	1	4		1		4	1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	4	4	4	4	4
基12	フッ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
基13	ホウ素及びその化合物	1	1	1		1		1	1
基14	四塩化炭素	1	1	1		1		1	1
基15	1,4-ジオキサン	1	1	1		1		1	1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	1	1	1		1		1	1
基17	ジクロロメタン	1	1	1		1		1	1
基18	テトラクロロエチレン	1	1	1		1		1	1
基19	トリクロロエチレン	1	1	1		1		1	1
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	4		4				4	
基21	ベンゼン	1	1	1		1		1	1
基22	塩素酸	4		4				4	
基23	クロロ酢酸	4		4				4	
基24	クロロホルム	4		4				4	
基25	ジクロロ酢酸	4		4				4	
基26	ジブロモクロロメタン	4		4				4	
基27	臭素酸	4		4				4	
基28	総トリハロメタン	4		4				4	
基29	トリクロロ酢酸	4		4				4	
基30	ブロモジクロロメタン	4		4				4	
基31	ブロモホルム	4		4				4	
基32	ホルムアルデヒド	4		4				4	
基33	亜鉛及びその化合物	1	1	1		1		1	1
基34	アルミニウム及びその化合物	1	1	4		1		4	1
基35	鉄及びその化合物	1	1	1		1		1	1
基36	銅及びその化合物	1	1	1		1		1	1
基37	ナトリウム及びその化合物	1	1	1		1		1	1
基38	マンガン及びその化合物	1	1	1		1		1	1
基39	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1		1		1	1
基41	蒸発残留物	1	1	4		1		1	1
基42	陰イオン界面活性剤	1	1	1		1		1	1
基43	ジェオスミン	1	1	1		1		1	1
基44	2-メチルイソボルネオール	1	1	1		1		1	1
基45	非イオン界面活性剤	1	1	1		1		1	1
基46	フェノール類	1	1	1		1		1	1
基47	有機物(TOC量)	12	12	12	12	12	12	12	12
基48	pH値	12	12	12	12	12	12	12	12
基49	味	12		12	12			12	12
基50	臭気	12	12	12	12	12	12	12	12
基51	色度	12	12	12	12	12	12	12	12
基52	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12
毎1	色	365		365				365	
毎2	濁り	365		365				365	
毎3	消毒の残留効果	365		365				365	

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

水質基準項目の検査(試験)頻度 (八戸地・岡田由里・桑飼・真倉)

別表1-⑤

番号	浄水場名 検査項目	八戸地		岡田由里		桑飼		真倉	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
基1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12
基2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12
基3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
基4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
基5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
基6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
基7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
基8	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
基9	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	1	4	1	4	1	4	1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	4	4	4	4	4
基12	フッ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
基13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
基14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1
基15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1
基17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1
基18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1
基19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1
基20	ヘフルオロオクタンスルホン酸及びヘフルオロオクタン酸	4		4		4		4	
基21	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1
基22	塩素酸	4		4		4		4	
基23	クロロ酢酸	4		4		4		4	
基24	クロロホルム	4		4		4		4	
基25	ジクロロ酢酸	4		4		4		4	
基26	ジブロモクロロメタン	4		4		4		4	
基27	臭素酸	4		4		4		4	
基28	総トリハロメタン	4		4		4		4	
基29	トリクロロ酢酸	4		4		4		4	
基30	ブロモジクロロメタン	4		4		4		4	
基31	ブロモホルム	4		4		4		4	
基32	ホルムアルデヒド	4		4		4		4	
基33	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
基34	アルミニウム及びその化合物	4	1	1	1	1	1	1	1
基35	鉄及びその化合物	1	1	4	1	4	1	1	1
基36	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
基37	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
基38	マンガン及びその化合物	1	1	4	1	4	1	1	1
基39	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	4	1	4	1
基41	蒸発残留物	1	1	1	1	4	1	4	1
基42	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1
基43	ジェオスミン	1	1	1	1	1	1	1	1
基44	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	1	1	1	1
基45	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1
基46	フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1
基47	有機物(TOC量)	12	12	12	12	12	12	12	12
基48	pH値	12	12	12	12	12	12	12	12
基49	味	12		12		12		12	
基50	臭気	12	12	12	12	12	12	12	12
基51	色度	12	12	12	12	12	12	12	12
基52	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12
毎1	色	365		365		365		365	
毎2	濁り	365		365		365		365	
毎3	消毒の残留効果	365		365		365		365	

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

水質基準項目の試験頻度（由良川）

別表1-⑥

番号	検査項目	由良川					支川		
		検査回数(回/年)					検査回数(回/年)		
		二箇取水場	有路補助取水口	波美橋	筥巻橋	音無瀬橋	在田川	牧川	宮川
基1	一般細菌	12	12	12	12	12	4	4	4
基2	大腸菌	12	12	12	12	12	4	4	4
基3	カドミウム及びその化合物	4	4	4	4	4	1	1	1
基4	水銀及びその化合物	4	4	4	4	4	1	1	1
基5	セレン及びその化合物	4	4	4	4	4	1	1	1
基6	鉛及びその化合物	4	4	4	4	4	1	1	1
基7	ヒ素及びその化合物	4	4	4	4	4	1	1	1
基8	六価クロム化合物	4	4	4	4	4	1	1	1
基9	亜硝酸態窒素	4	4	4	4	4	1	1	1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	1	1	1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	4	4	4	4	4
基12	フッ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4
基13	ホウ素及びその化合物	4	4	4	4	4	1	1	1
基14	四塩化炭素	4	4	4	4	4	1	1	1
基15	1,4-ジオキサン	4	4	4	4	4	1	1	1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	4	4	4	4	4	1	1	1
基17	ジクロロメタン	4	4	4	4	4	1	1	1
基18	テトラクロロエチレン	4	4	4	4	4	1	1	1
基19	トリクロロエチレン	4	4	4	4	4	1	1	1
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸								
基21	ベンゼン	4	4	4	4	4	1	1	1
基22	塩素酸								
基23	クロロ酢酸								
基24	クロロホルム								
基25	ジクロロ酢酸								
基26	ジブromoklorometan								
基27	臭素酸								
基28	総トリハロメタン								
基29	トリクロロ酢酸								
基30	ブromoziklorometan								
基31	ブromoholm								
基32	ホルムアルデヒド								
基33	亜鉛及びその化合物	4	4	4	4	4	1	1	1
基34	アルミニウム及びその化合物	4	4	4	4	4	1	1	1
基35	鉄及びその化合物	4	4	4	4	4	1	1	1
基36	銅及びその化合物	4	4	4	4	4	1	1	1
基37	ナトリウム及びその化合物	4	4	4	4	4	1	1	1
基38	マンガン及びその化合物	4	4	4	4	4	1	1	1
基39	塩化物イオン	12	12	12	12	12	4	4	4
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4	4	1	1	1
基41	蒸発残留物	4	4	4	4	4	1	1	1
基42	陰イオン界面活性剤	4	4	4	4	4	1	1	1
基43	ジオオスミン	9	9	9	9	9	1	1	1
基44	2-メチルイソボルネオール	9	9	9	9	9	1	1	1
基45	非イオン界面活性剤	4	4	4	4	4	1	1	1
基46	フェノール類	4	4	4	4	4	1	1	1
基47	有機物(TOC量)	12	12	12	12	12	4	4	4
基48	pH値	12	12	12	12	12	4	4	4
基49	味								
基50	臭気	12	12	12	12	12	4	4	4
基51	色度	12	12	12	12	12	4	4	4
基52	濁度	12	12	12	12	12	4	4	4

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

## 水質管理目標設定項目の検査(試験)頻度 (上福井・与保呂)

別表2-①

番号	浄水場名 検査項目	上福井			与保呂			
		測定回数(回/年)			測定回数(回/年)			
		給水栓	浄水	原水	給水栓	浄水	岸谷原水	桂原水
目1	アンチモン及びその化合物	1		1	1		1	1
目2	ウラン及びその化合物	1		1	1		1	1
目3	ニッケル及びその化合物	1		1	1		1	1
目5	1, 2 - ジクロロエタン	1		1	1		1	1
目8	トルエン	1		1	1		1	1
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1		1	1		1	1
目10	亜塩素酸	4*			4**			
目12	二酸化塩素							
目13	ジクロロアセトニトリル	4*			4**			
目14	抱水クロラール	4*			4**			
目15	農薬類		1	1				
目16	残留塩素	12*	12		12**	12		
目17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4*	4	4	1**	4	4	4
目18	マンガン及びその化合物	4*	2	2	4**	2	4	4
目19	遊離炭酸	4*	12	12	4**	12	12	12
目20	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1		1	1		1	1
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	1		1	1		1	1
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1*		1	1**		1	1
目23	臭気強度 (TON)	4*		1	1**		1	1
目24	蒸発残留物	4*	4	4	1**	4	4	4
目25	濁度	12*	12	12	12**	12	12	12
目26	pH値	12*	12	12	12**	12	12	12
目27	腐食性(ランゲリア指数)	2*		1	2**		1	1
目28	従属栄養細菌	1*			1**			
目29	1, 1 - ジクロロエチレン	1		1	1		1	1
目30	アルミニウム及びその化合物	4*	12	12	1	2	4	4

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

\*:9地点で実施します。 \*\*:2地点で実施します。

目4、目6、目7及び目11は、項目の削除に伴う欠番。

## 独自に行う項目の試験頻度 (上福井・与保呂)

別表3-①

検査項目	浄水場名	上福井			与保呂			
		測定回数(回/年)			測定回数(回/年)			
		給水栓	浄水	原水	給水栓	浄水	岸谷原水	桂原水
電気伝導率		12*	12	12	12**	12	12	12
アルカリ度			12	12		12	12	12
酸度		4*	12	12	4**	12	12	12
侵食性遊離炭酸				12			12	12
COD				4			4	4
BOD				4			4	4
溶存酸素				4			4	4
SS				4			4	4
リン酸イオン				4			4	4
硫酸イオン				4			4	4
大腸菌(最確数)				4			4	4
嫌気性芽胞菌				12			12	12
アンモニア態窒素				1			1	1
全窒素				1			4	4
全リン				1			4	4
溶性ケイ酸				4			1	1
クリプトスポリジウム等				4			4	4

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

\*:9地点で実施します。

**水質管理目標設定項目の検査(試験)頻度 (地頭・大丹生千歳)**

別表2-②

番号	浄水場名 検査項目	地頭		大丹生千歳	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水
目1	アンチモン及びその化合物	1	1	1	1
目2	ウラン及びその化合物	1	1	1	1
目3	ニッケル及びその化合物	1	1	1	1
目5	1, 2-ジクロロエタン	1	1	1	1
目8	トルエン	1	1	1	1
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	1
目10	亜塩素酸	4		4	
目12	二酸化塩素				
目13	ジクロロアセトニトリル	4		4	
目14	抱水クロラール	4		4	
目15	農薬類				
目16	残留塩素	12		12	
目17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	1	1	1
目18	マンガン及びその化合物	1	1	1	1
目19	遊離炭酸	4	4	4	4
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	1	1	1
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	1	1	1	1
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	1
目23	臭気強度 (TON)	1	1	1	1
目24	蒸発残留物	4	1	1	1
目25	濁度	12	12	12	12
目26	pH値	12	12	12	12
目27	腐食性(ランゲリア指数)	1	1	1	1
目28	従属栄養細菌	1		1	
目29	1, 1-ジクロロエチレン	1	1	1	1
目30	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

目4、目6、目7及び目11は、項目の削除に伴う欠番。

**独自に行う項目の試験頻度 (地頭・大丹生千歳)**

別表3-②

検査項目	浄水場名	地頭		大丹生千歳	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水
電気伝導率		12	12	12	12
アルカリ度			4		4
酸度		4	4	4	4
侵食性遊離炭酸			4		4
COD					
BOD					
溶存酸素					
SS					
リン酸イオン			4		4
硫酸イオン			4		4
大腸菌(最確数)			4		4
嫌気性芽胞菌			12		12
アンモニア態窒素			1		1
全窒素					
全リン					
溶性ケイ酸					
クリプトスポリジウム等			4		4

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

**水質管理目標設定項目の検査(試験)頻度 (三浜・小橋・西方寺)**

別表2-③

番号	浄水場名 検査項目	三浜			小橋			西方寺	
		測定回数(回/年)			測定回数(回/年)			測定回数(回/年)	
		給水栓	浄水	原水	給水栓	浄水	原水	給水栓	原水
目1	アンチモン及びその化合物	1		1	1		1	1	1
目2	ウラン及びその化合物	1		1	1		1	1	1
目3	ニッケル及びその化合物	1		1	1		1	1	1
目5	1,2-ジクロロエタン	1		1	1		1	1	1
目8	トルエン	1		1	1		1	1	1
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1		1	1		1	1	1
目10	亜塩素酸	4			4			4	
目12	二酸化塩素								
目13	ジクロロアセトニトリル	4			4			4	
目14	抱水クロラール	4			4			4	
目15	農薬類								
目16	残留塩素	12	12		12	12		12	
目17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1		1	1		1	1	1
目18	マンガン及びその化合物	1		1	1		1	1	1
目19	遊離炭酸	4	4	4	4	4	4	4	4
目20	1,1,1-トリクロロエタン	1		1	1		1	1	1
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	1		1	1		1	1	1
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1		1	1		1	1	1
目23	臭気強度(TON)	1		1	1		1	1	1
目24	蒸発残留物	1		1	1		1	1	1
目25	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12
目26	pH値	12	12	12	12	12	12	12	12
目27	腐食性(ランゲリア指数)	1		1	1		1	1	1
目28	従属栄養細菌	1			1			1	
目29	1,1-ジクロロエチレン	1		1	1		1	1	1
目30	アルミニウム及びその化合物	4		1	4		1	1	1

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

目4、目6、目7及び目11は、項目の削除に伴う欠番。

**独自に行う項目の試験頻度 (三浜・小橋・西方寺)**

別表3-③

浄水場名 検査項目	三浜			小橋			西方寺	
	測定回数(回/年)			測定回数(回/年)			測定回数(回/年)	
	給水栓	浄水	原水	給水栓	浄水	原水	給水栓	原水
電気伝導率	12	12	12	12	12	12	12	12
アルカリ度		4	4		4	4		4
酸度	4	4	4	4	4	4	4	4
侵食性遊離炭酸			4			4		4
COD								
BOD								
溶存酸素素								
SS			4			4		
リン酸イオン			4			4		4
硫酸イオン			4			4		4
大腸菌(最確数)			4			4		4
嫌気性芽胞菌			12			12		12
アンモニア態窒素			1			1		1
全窒素								
全リン								
溶性ケイ酸								
クリプトスポリジウム等						4		4

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

**水質管理目標設定項目の検査(試験)頻度 (志高・佐波賀・瀬崎)**

別表2-④

番号	浄水場名 検査項目	志高		佐波賀			瀬崎		
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)			測定回数(回/年)		
		給水栓	原水	給水栓	浄水	原水	給水栓	浄水	原水
目1	アンチモン及びその化合物	1	1	1		1		1	
目2	ウラン及びその化合物	1	1	1		1		1	
目3	ニッケル及びその化合物	1	1	1		1		1	
目5	1, 2-ジクロロエタン	1	1	1		1		1	
目8	トルエン	1	1	1		1		1	
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1		1		1	
目10	亜塩素酸	4		4				4	
目12	二酸化塩素								
目13	ジクロロアセトニトリル	4		4				4	
目14	抱水クロラール	4		4				4	
目15	農薬類								
目16	残留塩素	12		12	12		12	12	
目17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1		1		1	
目18	マンガン及びその化合物	1	1	1		1		1	
目19	遊離炭酸	4	4	4	4	4	4	4	
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	1	1		1		1	
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	1	1	1		1		1	
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1		1		1	
目23	臭気強度 (TON)	1	1	1		1		1	
目24	蒸発残留物	1	1	4		1		1	
目25	濁度	12	12	12	12	12	12	12	
目26	pH値	12	12	12	12	12	12	12	
目27	腐食性(ランゲリア指数)	1	1	1		1		1	
目28	従属栄養細菌	1		1				1	
目29	1, 1-ジクロロエチレン	1	1	1		1		1	
目30	アルミニウム及びその化合物	1	1	4		1		1	

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

目4、目6、目7及び目11は、項目の削除に伴う欠番。

**独自に行う項目の試験頻度 (志高・佐波賀・瀬崎)**

別表3-④

検査項目	浄水場名	志高		佐波賀			瀬崎		
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)			測定回数(回/年)		
		給水栓	原水	給水栓	浄水	原水	給水栓	浄水	原水
電気伝導率		12	12	12	12	12	12	12	
アルカリ度			4		4		4	4	
酸度		4	4	4	4	4	4	4	
侵食性遊離炭酸			4					4	
COD									
BOD									
溶存酸素									
SS									
リン酸イオン			4					4	
硫酸イオン			4					4	
大腸菌(最確数)			4					4	
嫌気性芽胞菌			12					12	
アンモニア態窒素			1					1	
全窒素									
全リン									
溶性ケイ酸									
クリプトスポリジウム等			4					4	

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

**水質管理目標設定項目の検査(試験)頻度 (八戸地・岡田由里・桑飼・真倉)**

別表2-⑤

番号	浄水場名 検査項目	八戸地		岡田由里		桑飼		真倉	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
目1	アンチモン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
目2	ウラン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
目3	ニッケル及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
目5	1, 2-ジクロロエタン	1	1	1	1	1	1	1	1
目8	トルエン	1	1	1	1	1	1	1	1
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	1	1	1	1	1
目10	亜塩素酸	4		4		4		4	
目12	二酸化塩素								
目13	ジクロロアセトニトリル	4		4		4		4	
目14	抱水クロラール	4		4		4		4	
目15	農薬類								
目16	残留塩素	12		12		12		12	
目17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	4	1	4	1
目18	マンガン及びその化合物	1	1	4	1	4	1	1	1
目19	遊離炭酸	4	4	4	4	4	4	4	4
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	1	1	1	1	1	1	1
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	1	1	1	1	1	1	1	1
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	1	1	1	1	1
目23	臭気強度 (TON)	1	1	1	1	1	1	1	1
目24	蒸発残留物	1	1	1	1	4	1	4	1
目25	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12
目26	pH値	12	12	12	12	12	12	12	12
目27	腐食性(ランゲリア指数)	1	1	1	1	1	1	1	1
目28	従属栄養細菌	1		1		1		1	
目29	1, 1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1
目30	アルミニウム及びその化合物	4	1	1	1	1	1	1	1

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

目4、目6、目7及び目11は、項目の削除に伴う欠番。

**独自に行う項目の試験頻度 (八戸地・岡田由里・桑飼・真倉)**

別表3-⑤

検査項目	浄水場名	八戸地		岡田由里		桑飼		真倉	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
電気伝導率		12	12	12	12	12	12	12	12
アルカリ度			4		4		4		4
酸度		4	4	4	4	4	4	4	4
侵食性遊離炭酸			4		4		4		4
COD									
BOD									
溶存酸素									
SS									
リン酸イオン			4		4		4		4
硫酸イオン			4		4		4		4
大腸菌(最確数)			4		4		4		4
嫌気性芽胞菌			12		12		12		12
アンモニア態窒素			1		1		1		1
全窒素									
全リン									
溶性ケイ酸									
クリプトスポリジウム等			4		4		4		4

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

水質管理目標設定項目の試験頻度（由良川）

別表2-⑥

番号	検査項目	由良川					支川		
		検査回数(回/年)					検査回数(回/年)		
		二箇取水場	有路補助取水口	波美橋	笹巻橋	音無瀬橋	在田川	牧川	宮川
目1	アンチモン及びその化合物								
目2	ウラン及びその化合物								
目3	ニッケル及びその化合物								
目5	1, 2-ジクロロエタン								
目8	トルエン								
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)								
目10	亜塩素酸								
目12	二酸化塩素								
目13	ジクロロアセトニトリル								
目14	抱水クロラール								
目15	農薬類								
目16	残留塩素								
目17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4	4	1	1	
目18	マンガン及びその化合物	4	4	4	4	4	1	1	
目19	遊離炭酸	4	4	4	4	4	4	4	
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン								
目21	メチル-tert-ブチルエーテル								
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)								
目23	臭気強度 (TON)								
目24	蒸発残留物	4	4	4	4	4	1	1	
目25	濁度	12	12	12	12	12	4	4	
目26	pH値	12	12	12	12	12	4	4	
目27	腐食性(ランゲリア指数)								
目28	従属栄養細菌								
目29	1, 1-ジクロロエチレン								
目30	アルミニウム及びその化合物	4	4	4	4	4	1	1	

(注) 厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

目4、目6、目7及び目11は、項目の削除に伴う欠番。

独自に行う項目の試験頻度（由良川）

別表3-⑥

検査項目	由良川					支川		
	検査回数(回/年)					検査回数(回/年)		
	二箇取水場	有路補助取水口	波美橋	笹巻橋	音無瀬橋	在田川	牧川	宮川
電気伝導率	12	12	12	12	12	4	4	4
アルカリ度	4	4	4	4	4	4	4	4
酸度	4	4	4	4	4	4	4	4
侵食性遊離炭酸	4	4	4	4	4	4	4	4
COD	4	4	4	4	4			
BOD	4	4	4	4	4			
溶存酸素	4	4	4	4	4			
SS	12	12	12	12	12	4	4	4
リン酸イオン	4	4	4	4	4	4	4	4
硫酸イオン	4	4	4	4	4	4	4	4
大腸菌(最確数)								
嫌気性芽胞菌								
アンモニア態窒素	4	4	4	4	4	4	4	4
全窒素								
全リン								
溶性ケイ酸								
クリプトスポリジウム等								

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

**【別冊】**  
**令和7年度水質検査計画**

**水質検査実施頻度設定根拠**

舞鶴市上下水道部

上福井浄水場 低区配水池系①

【白杉地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出されていないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において検出されていないため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ペ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	省略不可項目
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	総 トリ ハ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブ ロ モ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/2以上の検出があるため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生の恐れがあるため法令の基本頻度とする。
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	他の配水池系統で水質基準値の1/5以上の検出があるため。
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において検出されていないため
基41	陰 イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	
基42	ジ エ オ ス ミ ン	×	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出されていないため
基45	フ ェ ノ ール 類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物 ( TOC 量 )	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁 り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基15	1, 4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	省略不可項目
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	プロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/2以上の検出があるため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上であるため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物 ( TOC 量 )	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

上福井浄水場 中区配水池系①

【東神崎水質モニター】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基本頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ペ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	省略不可項目
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	総 トリ ハ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブ ロ モ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生の恐れがあるため法令の基本頻度とする。
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	他の配水池系統で水質基準値の1/5以上の検出があるため。
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基41	陰 イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジ エ オ ス ミ ン	×	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フ ェ ノ ー ル 類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有 機 物 ( T O C 量 )	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁	×	1回/日	1回/日	
毎3	消 毒 の 残 留 効 果	×	1回/日	1回/日	

上福井浄水場 中区配水池系②

【和江地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基本頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1, 4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	省略不可項目
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	プロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生のおそれがあるため法令の基本頻度とする。
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	他の配水池系統で水質基準値の1/5以上の検出があるため。
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上があるため法令の基本頻度とする。
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物 ( TOC 量 )	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭	×	1回/月	1回/月	
基50	色	×	1回/月	1回/月	
基51	濁	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

上福井浄水場 高区配水池系

【清美ヶ丘地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基8	六 価 クロム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基本頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ペ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	省略不可項目
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	総 トリ ハ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブ ロ モ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生の恐れがあるため法令の基本頻度とする。
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	他の配水池系統で水質基準値の1/5以上の検出があるため。
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上であるため
基41	陰 イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジ エ オ ス ミ ン	×	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フ ェ ノ ー ル 類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有 機 物 ( TOC 量 )	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁	×	1回/日	1回/日	
毎3	消 毒 の 残 留 効 果	×	1回/日	1回/日	

上福井浄水場 池内配水池系

【白滝地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基本頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1, 4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	省略不可項目
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	プロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生の恐れがあるため法令の基本頻度とする。
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	他の配水池系統で水質基準値の1/5以上の検出があるため。
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上があるため法令の基本頻度とする。
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物 ( TOC 量 )	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

上福井浄水場 覆配水池系

【白浜台ポンプ所】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出されていないため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromoホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生の恐れがあるため法令の基本頻度とする。
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/2以上の検出があるため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭気	×	1回/月	1回/月	
基50	色度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	検査回数減不可
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

上福井浄水場 覆配水池系

【朝来ポンプ所】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基15	1, 4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生の恐れがあるため法令の基本頻度とする。
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において検出されていないため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物 ( TOC 量 )	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

上福井浄水場 大波隧道配水池系 【野原配水池】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基8	六 価 クロム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ペ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総 トリ ハ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブ ロ モ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生の恐れがあるため法令の基本頻度とする。
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/3月	
基41	陰 イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジ エ オ ス ミ ン	×	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フ ェ ノ ー ル 類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有 機 物 ( TOC 量 )	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁	×	1回/日	1回/日	
毎3	消 毒 の 残 留 効 果	×	1回/日	1回/日	

与保呂浄水場 与保呂配水池系

【白鳥ポンプ所】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基15	1, 4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	省略不可項目
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	プロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	水源に汚染源が存在せず、過去において水質基準値の1/10以下であるため
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生の恐れがあるため法令の基本頻度とする。
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在せず、過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	原水において水質基準値の1/2以上の検出があるため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/5以下であるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物 ( TOC 量 )	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

与保呂浄水場 堂奥配水池系

【多門院ポンプ所】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	与保呂浄水場と水源が同じであるため、他の与保呂浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ペ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総 トリ ハ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブ ロ モ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	与保呂浄水場と水源が同じであるため、他の与保呂浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	送配水管内で錆の発生のある恐れがあるため法令の基本頻度とする。
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/3月	与保呂浄水場と水源が同じであるため、他の与保呂浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	与保呂浄水場と水源が同じであるため、他の与保呂浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	与保呂浄水場と水源が同じであるため、他の与保呂浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	与保呂浄水場と水源が同じであるため、他の与保呂浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	与保呂浄水場と水源が同じであるため、他の与保呂浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/年	
基41	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	○	1回/3月	1回/年	
基42	ジ エ オ ス ミ ン	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	与保呂浄水場と水源が同じであるため、他の与保呂浄水場系給水管末検査回数と同じとする。
基45	フ ェ ノ ー ル 類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有 機 物 ( T O C 量 )	×	1回/月	1回/月	
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁 り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消 毒 の 残 留 効 果	×	1回/日	1回/日	

地頭浄水場系

【大保地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基8	六 価 クロム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総 トリ ハ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブ ロ モ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜 鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/3月	
基41	陰 イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジ ェ オ ス ミ ン	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フ ェ ノ ール 類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基46	有機物 ( TOC 量 )	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁	り	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

大丹生千歳浄水場系

【大丹生地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/2以下であるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/年	
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭気	×	1回/月	1回/月	
基50	色度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

三浜 浄水場系

【三浜地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出されていないため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromoホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出していないため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/5以下であるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/年	
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭気	×	1回/月	1回/月	
基50	色度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

小橋 浄水場系

【小橋地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	水源に汚染源が存在しないため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/2以上の検出があるため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出されていないため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭気	×	1回/月	1回/月	
基50	色度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

西方寺浄水場系

【上漆原地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由	
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため	
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため	
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月		省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため	
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5値以下であるため	
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/年		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時に月に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため	
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時に月に1回以上	1回/年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため	
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基47	pH値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日		

志高浄水場系

【大川地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	省略不可項目
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/5以下であるため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭気	×	1回/月	1回/月	
基50	色度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

佐波賀浄水場系

【佐波賀地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基7	ヒ素 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基8	六 価 クロム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総 トリ ハ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブ ロ モ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜 鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/5以下であるため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/5以下であるため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/5以下であるため
基41	陰 イオン 界 面 活 性 剤	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基42	ジ ェ オ ス ミ ン	○	原因 藻 類 発生 時に 月に 1回 以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因 藻 類 発生 時に 月に 1回 以上	1回/年	
基44	非 イオン 界 面 活 性 剤	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基45	フ ェ ノ ール 類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有 機 物 ( TOC 量 )	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁 り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消 毒 の 残 留 効 果	×	1回/日	1回/日	

瀬崎浄水場系

【瀬崎地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準の1/10以下であるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	省略不可項目
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromoklorometan	×	1回/3月	1回/3月	消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブromodijoklorometan	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromoholm	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/2を超過しているため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/5以下であるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/年	
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基42	ジェオスミン	○	原因発生時に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因発生時に1回以上	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭気	×	1回/月	1回/月	
基50	色度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

八戸地浄水場系

【八戸地地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基7	ヒ素 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基8	六 価 クロム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総 トリ ハ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブ ロ モ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜 鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出されていないため
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基41	陰 イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジ ェ オ ス ミ ン	○	原因 藻類 発生 時期 月に 1回 以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因 藻類 発生 時期 月に 1回 以上	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フ ェ ノ ール 類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基46	有 機 物 ( TOC 量 )	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁 り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消 毒 の 残 留 効 果	×	1回/日	1回/日	

岡田由里浄水場系

【加佐中学校】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/2を超えて検出したことがあるため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/年	
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭気	×	1回/月	1回/月	
基50	色度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

桑飼浄水場系

【小原第2ポンプ所】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基7	ヒ素 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総 トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブromジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年においては水質基準値の1/5以下であるが、4年前に1/5以上の検出があるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	過去において検出されていないため
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	過去において検出されていないため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/3月	原因藻類の発生のおそれがないため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	
基42	ジ ェ オ ス ミ ン	○	原因 藻類 発生 時期 月に 1回 以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因 藻類 発生 時期 月に 1回 以上	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フ ェ ノ ール 類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基46	有 機 物 ( TOC 量 )	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁	り	1回/日	1回/日	
毎3	消 毒 の 残 留 効 果	×	1回/日	1回/日	

真倉浄水場系

【真倉地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基15	1, 4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromoホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出されていないため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出されていないため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5に近い検出があるため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基46	有機物 ( TOC 量 )	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭気	×	1回/月	1回/月	
基50	色度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	